

藤岡市農業委員会
令和2年9月
定例会議事録

令和2年9月4日招集

令和2年藤岡市農業委員会第9回定例会議事録

令和2年9月4日、藤岡市農業委員長 秋山 幸夫は、令和2年藤岡市農業委員会第9回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第55号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について

議案第56号 農用地利用配分計画（案）について

報告第16号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について

報告第17号 農地法関係出願等について

[出席委員]（14名）

1 番 秋山 幸夫	2 番 宮澤 一夫	3 番 清水 文江	4 番 浦部 隆
5 番 浅見 健司	6 番 折茂 新一	7 番 黒澤 義雄	8 番 関根 隆雄
9 番 折茂 高弘	10 番 金澤 貞夫	11 番 岩下 次夫	12 番 茂木 由子
13 番 山口 暁	14 番 福田 俊太郎		

[欠席委員]（なし）

[出席農地利用最適化推進委員]（なし）

[事務局]

事務局 長	秋山 弘和	事務局 次長	高田 克巳
次長補佐兼係長	岸 憲彦	主 任	牧 眸美
主 事	松本 峻		

（開 会 13時30分）

事務局次長 　　ただ今より令和2年第9回定例会を進行させていただきます。
　　本日も新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、推進委員さんのご出席はご遠慮いただいておりますのでよろしくお願ひいたします。また下審査につきましても、東庁舎3階大会議室を用意しておりますので、1班の委員さんにつきましては、下審査の際に移動をお願いしたいと思います。
　　それでは開会に当たりまして、秋山会長より挨拶をお願いいたします。
　　　　　　　（会長挨拶）

事務局次長 　　ありがとうございました。それでは会長に議事進行をお願いいたします。

議長 　　ただ今より、令和2年第9回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数14名中、出席委員14名でありますので本定例会は成立いたします。

　　議事録署名委員を指名いたします。6番折茂新一委員、7番黒澤委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。

　　初めに、別紙でお配りしてあります前回の定例会において保留・継続審議になりました議案49号農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番の案件について、8月21日に申請人と代理人の行政書士より、事務局が現地にて説明を受け意見聴取しましたので、その結果について報告をお願いします。

（事務局報告）

事務局 　　報告いたします。8月定例会の保留案件の議案第49号農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番の保留理由については、下審査において進入路の土地利用が不明確であったということです。

　　この点について8月21日（金）に申請人及び代理人立会のもと、事務局と2班の班長に同席していただき、現地にて説明を受けました。申請人からの説明内容ですが、申請地までの経路及び進入路については、申請地に隣接する土地を所有する2法人の私有地を通行して申請地南側へ通じる進入路を数日中に確保したいという説明でした。私有地を通行するための同意書については、代表者の押印がされ既に提出されています。

　　その後、8月31日（月）に事務局と担当委員に同席していただき、再度現地確認を行いました。申請地はきれいに整地されており、南側に進入路が確保されていることを確認しました。なお、許可後に申請地東側に設ける予定の出入口については、石垣の切れ目から登っていく計画になっていますが、道路の幅員が狭いため、道路東側の申請者所有の山林を整地して、機械等が切り返しして登っていけるよう予定しているとの説明を受けました。以上でご報告とさせていただきます。

議長 　　結果について、事務局より報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 　　浦部委員どうぞ。

浦部委員 　　進入路は確保されたという理解でよろしいですか。

議長 　　事務局より説明願います。

事務局 　　はい、そういうことです。

議長 他にありますか、
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 49 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 49 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、議案第 53 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、議案第 54 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、以上 2 議案を一括上程いたします。

藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この 2 議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査は下欄に指定されておりますのでよろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(13 時 38 分 休憩)

(14 時 24 分 再開)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。
それでは、議案第 53 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 53 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。

整理番号 1 番は、上落合の K さんと市外の T さんが、上落合の農地を露天貸駐車場用地として転用するもので、面積は 76 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 53 号整理番号 1 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 53 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 53 号整理番号 1 番は許可と決定しま

す。続きまして、議案第 54 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長

報告いたします。議案第 54 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 6 番の 6 件です。

整理番号 1 番は、市外の法人が、藤岡の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,099 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 2 番は、市外の法人が、上栗須の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル用地として転用するもので、面積は 649 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 3 番は、下戸塚の N さんが、篠塚の農地を売買で取得し、指定集落内の専用住宅用地として転用するもので、面積は 284 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 4 番は、市外の H さんが、本郷の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,752 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 5 番は、浄法寺の U さんが、神田の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は 515 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 6 番は、市外の法人が、譲原の農地を太陽光発電パネル設置用地として転用するにあたり、地上権の設定を受けるものです。面積は 829 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長

議案第 54 号整理番号 1 番から 6 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、始めに整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 54 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 54 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 54 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 54 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 54 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 54 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 54 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 54 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 54 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 54 号整理番号 5 番は許可と決定します。次に整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 54 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 54 号整理番号 6 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 54 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 7 番から 13 番の 7 件です。

整理番号 7 番は、本動堂の T さんが、本動堂の農地を売買で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、面積は 110 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 8 番は、市内の法人が、上落合の農地を売買で取得し、工場拡張用地として転用するもので、面積は 753 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 9 番は、市外の法人が、金井の農地を太陽光発電パネル設置用地として転用するにあたり、地上権の設定を受けるものです。面積は 892 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 10 番は、市外の法人が、金井の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 799 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 11 番は、市内の法人が、下日野の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 930 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 12 番は、市内の法人が、下日野の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 2,187 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 13 番は、市内の法人が、下日野の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 934 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 54 号整理番号 7 番から 13 番について 2 班の班長さんより報告がありました。始めに整理番号 7 番について、何かご意見がありましたら

お願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 54 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 54 号整理番号 7 番は許可と決定します。次に整理番号 8 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 54 号整理番号 8 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 54 号整理番号 8 番は許可と決定します。次に整理番号 9 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 54 号整理番号 9 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 54 号整理番号 9 番は許可と決定します。次に整理番号 10 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 54 号整理番号 10 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 54 号整理番号 10 番は許可と決定します。次に整理番号 11 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 54 号整理番号 11 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 54 号整理番号 11 番は許可と決定します。次に整理番号 12 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 54 号整理番号 12 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 54 号整理番号 12 番は許可と決定します。次に整理番号 13 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 54 号整理番号 13 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 54 号整理番号 13 番は許可と決定します。続きまして、議案第 55 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 ただ今、議案第 55 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 55 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第 55 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画については原案のとおり決定します。続きまして、議案第 56 号農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 　ただ今、議案第 56 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

（意見なし）

議長 　特に、意見もないようですので、議案第 56 号農用地利用配分計画(案)について、特に意見なしということに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 　挙手全員でございますので異議なしと認め、議案第 56 号農用地利用配分計画(案)については、そのように決定します。

　続きまして、報告第 16 号・17 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

（事務局説明）

議長 　ただ今、報告第 16 号・17 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

（なし）

議長 　特に、意見もないようですので、以上をもちまして、令和 2 年第 9 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

（審議終了 14時45分）